

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

8番、日本共産党、福本耕太です。

早速、1つ目の質問に入らせていただきたいと思います。今後の土庄町の事業計画について町長の認識をお伺いいたします。

再開発型ハード事業、いわゆる大型建設事業ではなく、住民生活支援型のソフト事業、つまり医療福祉教育の事業に予算を優先的に配分する町政を求めたいと思います。

具体的に、旧土庄庁舎や旧学校校舎などの再利用や再開発を急ぐ声が一部の人が出されていますが、これ再開発や建設、取り壊し、リフォームなど、こうしたハード事業は、1つに数千万円から数億円の費用がかかる事業となります。

今、住民生活に必要なのは、こうしたハード事業ではなく普通に生活するのに困っている人を支えるソフト事業であり、ソフト事業の多くは数百万円から多くて数千万円で実現できるものばかりです。企業誘致や観光客の呼び込みなど、希望的観測に基づく大型投資ではなく、失礼いたしました、大型投資は、長期的には財政運営も困難にさせます。

今、住んでいる人が、「この町に住んでいて良かった」と、安心感を持てるようなソフト面での充実こそが、今必要な政策だと私は考えますけれども、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

町有施設の多くが昭和50年代に整備され、築40年から50年を経過している中、人口減少や少子化により、こども園の開園、小学校・中学校など、施設の統廃合を実施してまいりました。

使用しなくなった施設につきましては、費用対効果および将来の在り方を見据えることを前提に、財産の有効活用を図ることで、さらなる住民サービスの向上につながる可能性が残されております。

これらに加え、町民の皆さまが安心して生活を送れ、住み続けたいと思えるようなまちづくりを行うことも重要であります。そのためには、目の前の課題を解決する短期的視点はもとより、将来につながるような中長期的な視点によるソフト事業を検討し展開していくことが欠かせません。

町財政の安定にとって極めて重要な、交流人口の増加や地域経済の活性化を図りつつ、生活に欠かせないさまざまな住民ニーズにこたえるため、引き続き徹

底したスクラップアンドビルドによる事業内容の精査および費用対効果を検証することにより、効果的な予算編成を行いたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今議会にも提案されておりますけども、湊崎小学校のトイレを洋式にするとか、こうした住民生活の中から出てくる、ハード事業といいますか、再開発事業について私は否定をしているわけではありません。

こうした細やかな住民生活に密着した建て直し等については、進めていけばいいと思いますし、私が言ってるのはですね、旧庁舎、こうしたものを取り壊しを行うとか、それから、今後、どこかの企業誘致のために、建物をリフォームするとか、そういう希望的観測のための大型開発っていうやり方っていうのは時代に合わないようになってるんじゃないかという点におきまして、こうしたことをこれからしようとしているのかどうか。

それとも、今そういうことは考えていない。むしろ、住民生活に密着した、ソフト事業に力点を置こうと考えているのかどうかということをお町長に聞いておりますので、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

再開発型ハード事業よりも住民生活支援型ソフト事業に予算を優先的に配分すべきとのご指摘でございますが、私は、どちらかを優先すべきというのではなく是々非々で考えていくべきだと思っております。

ハード事業は、一定期間で完結しますが、ソフト事業は継続していく必要性があります。また、ハード事業にも、住民生活を支援するためのものが多々あり、ソフト事業にも、再開発の促進などを期待して実施するものがございます。

さらにはハード事業とソフト事業が組み合わせあって、事業目的を達成する場合もあるほか、経済効果等も考慮した場合に、一概に再開発型とか、住民生活支援型とかに区別できるものとも限りません。

議員がおっしゃるとおり、希望的観測に基づく安易な大型投資などはあってはなりません。要は、バランスが重要であると思っており、私といたしましては、事業の目的や効果、必要性や緊急性、緊急性という部分で具体的に福本議員が土庄町舎、また旧学校などにご指摘されましたので、そのことについて、お答えいたします。

土庄町公共施設等総合管理計画では安全確保の実施方針として、公共施設に

おける安全確保は利用者の安全を確保し、資産や情報の保全を目的とした要件です。点検・診断等により、高度の危険性が認められた公共施設等に対しては、老朽化等により供用が廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設に対しまして、総合管理計画や個別、すいません、個別計画に基づきスピード感を持って安全対策や除去を推進しますとあります。

そのようなところで福本議員もご存じのとおり、公民館、中央公民館のところでコンクリートの剥離、また、剥落が起きているところで、前年度でしたか、前前年度でしたか、費用が発生してると思います。

そのようなところで現在の庁舎、また、旧庁舎ですね、そこから廃校に対しましても 40 年から 50 年たっていることもあり、いつ、剥離、剥落が起きる可能性があるかもしれません、というのは、間違いなく起きると思っております。

コンクリートの寿命が大体 50 年から 60 年というところで、そのようなところでも旧庁舎はとくに通学路に面しており、また広場であるため、子どもが遊んでいる状況も見られます。

そのようなところに対しまして、今から使わない施設に対して修繕費用だとか、検査の費用を要することは私はしたくありません。

そのようなところで安全性、それから住民生活を守るためにも早くですね、撤去、また、除去を行いたいと思っております。

そのようなところで、事業のタイミングを図りながら、財政状況、補助金等の状況、他制度の状況などさまざまな観点から総合的に勘案し、ハードとソフトの両面から町の施策を推進してまいりたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

先ほど私言ったんですけども、必要な部分で、もちろんハード事業しないといけない部分あります。湊崎小学校のトイレの例も出しました。剥離している、その壁を危ないので撤去するとか、それは当然しなければならないことです。

私が言ってるのは、再開発型の大型公共事業っていうのは優先すべきじゃない、そういう時代にはもうないんじゃないかということを書いてまして、町長自身がそれをやるというふうにおっしゃってないんですよね、今から。

ただ、前町長、三枝町長のとくに、自治体型事業とか、それから大型公共事業で住民理解が得られない、議会でもまともに議論されてない事業がどんどんやられました。こういうことは、もうやるべきじゃないというふうに思いますし、先ほど言いましたけども、本当に今、高齢者が増えている、生活困窮者が増えている、所得年収 200 万円以下の世帯、住民税非課税世帯が非常に増えてるという中で、住民の暮らしを守るといことが実生活を守っていくと、命を守っていく

ということが非常に重要になっている、自治体の役割としては。

そういう中ですね、前町長がやってこられたような、開発型優先というような、行政を続けていくのが駄目ですよと、それよりもむしろ、住民の生活を守るような、政策に切り替えていってほしいという意味で述べておりますので、そういう安全対策とか、そういうこと言うてるわけではないです。理解はしていただいていると思いますけれども、そういう意味では再開発型ということをやろうとしてるのであれば、それはやめていただいて住民生活のほうにしっかり軸足を置いていただきたいということをお願いして 1 つ目の質問を終わりたいと思います。

2 番目の質問に入ります。

旧統一協会が事実上運営している、「ピースロードイン香川」について、実行委員長として、平井卓也衆議院議員が深く関わり、顧問として、香川県選出の自民党議員が全員、自民党国会議員が全員、深く関わっている事実が明らかになりました。

こうしたもとの、岡野町長は、「ピースロード 2022 イン香川」において、土庄町長として後援を依頼され、これを承諾していることが明らかになりました。

これについて聞きたいと思います。ピースロードの顧問にはなったのでしょうか。まず 1 つ目の質問として、答弁を求めたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

ピースロードの顧問につきましては、文書等では正式な依頼を受けておらず、就任しておりません。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

土庄町として後援を行っているけども、顧問にはなっていないということですね。

2 つ目の質問に入ります。

旧統一協会による活動は、宗教活動と全く異質の反社会的、詐欺的行為であるとの最高裁判決が確定しております。

旧統一協会が反社会勢力であるという認識は、岡野町長には後援の際、あったのでしょうか。認識があったのかどうか、聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

後援した理由、まずのところの部分について事務局のほうからお答えさせていただきます。

後援の承認につきましては、土庄町が行う共催・後援および協賛に関する承認事務取扱要綱に基づきまして、申請団体やその事業内容により判断しているところ です。

今回、後援申請のあった「ピースロード 2022 イン香川」について、その事業の目的は、自転車をつなぐ日韓友好と世界平和、コロナウイルス終息祈願というものであり、平和を願う活動、とくにウクライナの平和を願うとのことで、3月議会では、議員提案によるウクライナ侵略を非難する決議もあったことから、後援の趣旨に沿うものとして後援を決定しております。後援決定時には、旧統一協会の関係団体という情報はなく、認識もございませんでした。

なお、この後援につきましては、後日、実行委員会より申請取り下げの申し出があり、取り消しをしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

町長ですか。岡野町長。

○町長（岡野能之君）

私といたしましても、今課長からの答弁のとおり、自転車をつなぐ日韓友好と世界平和コロナウイルス収束祈願というところのことを申し上げておりましたので、反社会勢力という認識はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

旧統一協会が反社会勢力という認識というのは、この後援の依頼の申し出があった段階で、町長にあったかどうか、旧統一協会が反社会勢力だという認識があったかどうかということをお伺いしております。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

旧統一協会が反社会勢力という認識については、私はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ということは、そもそも統一協会が反社会勢力だということで最高裁の判決を受けて、そういう詐欺集団であるということ自体は知らなかったということによろしいでしょうか。

はい、ほんなら、結局、後援してる団体とかそういうところを見ても、旧統一協会の名前がたくさん出ておりますけども、それを見ても分からなかったということになるわけですね。

そしたら、次、質問入りますけども、今、課長が言われたように内容だけを見て、どういう団体がやってるかということの団体については調べずに、やってることだけを見て後援を行ったという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

後援の承認につきましては、申請団体やその事業内容により判断しております。そのため、今回の後援申請に限らず、申請書に記載されている後援予定の団体については、その実際の調査までは行っていないということでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

岡野町長が統一協会に対する認識理解が全然なかったと、知らなかったということは分かりました。それに対して、総務課長、町の執行部としては統一協会が反社会勢力であるという認識はありましたか、なかったですか。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

私のほうも、反社会的勢力という認識はございませんでした。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

もう一度聞きますけど、土庄町の総務課長だったり、土庄町の行政が統一協会に対して、反社会勢力だという認識はなかったのでしょうか。総務課長だけじゃなくて、他の副町長や総務課長が、企画課長が、会議されてると思うんですけど、これ40年前から、非常に危険な団体だということは言われてきておりますし、最高裁の判決も出てる団体なんだけど、それを土庄町行政自治体として知らなかったということでもよろしいのでしょうか。

○議長（高橋正博君）

山本副町長。

○副町長（山本浩司君）

福本議員ご指摘のとおり、旧統一協会の布教活動が違法性があるというふう  
に確定した判決、2001年の札幌地裁判決があり、それが最高裁までいったとい  
うような事実につきましては承知しておりますが、一方で、適法に宗教法人格を  
有している団体を反社会的勢力と決めつけてしまうまでの根拠は持ち合わせて  
おりませんでした。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

では、お聞きしますけれども、土庄町に後援の承認を求めて持ってこられた資  
料の中に出ている団体、統一協会関係の団体なんですけども、この団体存在して  
ません。インターネットで調べても、責任者の名前も住所も電話番号も全部出て  
おりません。そういう団体が持ってきた後援の依頼、私は普通は受けないと思  
うんですけど、統一協会がそういう宗教法人として認められていると。

しかし、最高裁で詐欺行為が判決が下っているという条件の下だったら、普通  
だったら、「この団体、香川県、一体どこにあるんだろう」というふうに調べ  
ると思うんですけども、お聞きしたいんですけど、これ全く調べてないんでしょ  
うかね。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

後援の予定の団体は調べておりませんが、実行委員会のほうはホームページ  
もございますので、そちらのほうは確認させていただいております。以上でござ  
います。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

ちょっと信じがたい話ではあるんですけども、普通だったら後援団体で団体  
そのものの名前書いてありますよね。だけど、それが存在しない団体、現実的  
には存在しない団体だったら、普通は調べてその段階で何かおかしいなというふ  
うに思って後援するかどうかの前に、「この団体どこにあるんですか」というふ  
うに、実行委員会等に聞くと思うんですけども、それも、行われていなかった  
ということが明らかになりました。

町長にお伺いしたいんですけども、先ほども述べましたように自民党の国会  
議員さんが全員名前を連ねているという状況で、実行委員長平井卓也氏。顧問に、  
自民党香川県選出の自民党の議員さんがおられたということで、そこで、言うた  
ら後援することに対して、言うたらお墨付きが与えられたというふうに考えら

れて、後援を行ったという背景ってのはあるんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、先ほど申しましたように、会の目的が自転車をつなぐ日韓友好と世界平和、コロナウイルスの終息祈願ということでありましたので、後援を受けたというところで、自民党の議員が後援についていたりということは何ら関係ございません。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

はい、分かりました。

そしたら、お聞きしたいと思えますけど、今後ですね、旧統一協会等のこうした反社会勢力に対しての、こういう要請があった場合どのような態度を示そうというふうに考えているか、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の質問にお答えいたします。

今後ですね、今後お付き合いするかどうかというところでございますね。

反社会勢力として認められたのであれば、これは憂慮すべきことであり、そのことを考えて、今後は検討させていただきます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

今の発言だと統一協会が反社会勢力だという認識は、いまだに岡野町長の中にはないというふうに私とらまえたんですけども、統一協会が反社会勢力ではないというふうに今お考えなんでしょうか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

反社会勢力という部分に関しましては、今、現在報道等により統一協会のやられたことというのが明るみになっておりますので、反社会勢力としては認めざるを得ないような状況にあります。私といたしましては、反社会的勢力については、その形態が多様であり、また、その時々社会情勢に応じて変化し得るも



のでありますことから、あらかじめ限定的かつ統一的に定義することは困難であると考えております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

先ほど副町長のほうから、札幌の最高裁の判決文が出ました。統一協会っていうのは、宗教団体ではなくて、宗教を偽った詐欺集団であり、反社会勢力だというのは、最高裁の判決でも出てるんですよ。

これ非常に大きな問題なんですけど、土庄町として、行政として、統一協会に対してどう向き合うかという問題で、まだ反社会勢力であるという認識もない、お付き合いもしていくかもしれないというような答弁があったとなれば、これはとんでもないことですよ。

そういう認識でよろしいんでしょうか。

それとも、お付き合いしませんと、最高裁の判決をしっかりと受け止めますという認識を持ってそういう立場に立つのか、どちらなんんでしょうか。よく分からないんですけど。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員の質問にお答えいたします。

現在のところ、土庄町民の不安をあおるような事案であるようなことで、すべてに対してお断りしたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

すいません。ちょっと意味が分からなかったんですけど、もう1回お願いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

反社会勢力とは定義されていないと私は思っておりますが、土庄町民の不安をあおるようなことであれば、今後このような団体との関係があるようなことはないようにする方向で進めたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

岡野町長、それ非常に、今の答弁は大きな問題を抱えていると思います。

日本全国で統一協会というのは、もう反社会勢力ですよと、やってきてることですね。いうのが、もう、明らかになってるわけですよ。だから、それに対して自民党の国会議員が 100 何十人関わっていると、それに対して問題なってるんですよ。その前提となっている統一協会が、反社会勢力かどうか分からないというふうにおっしゃるといのは、これはちょっとね、認識として恐ろしい認識持たれてるなというふうに私思います。

次の質問の中でね、聞こうかなと思ったんですけど、政治や行政の中に統一協会が入ってくることについて、根を広げようとしてくることについて、私は、これはもう異常な事態だと思うんですけど、今の町長の答弁だったら質問する前にもう答えが出てるんですよ。やろうとしてることが良いことであるんだったら、いいでしょうと。

だったら、反社会勢力がいいことを、自分たちのプラスアピールをするために、いろんなことをしようとした場合、何でも受け入れますよという話になってくるんですよ。

ほな、土庄町行政に反社会勢力がいろんな反社会勢力が手を広げていくことができますよということになるわけです。ちょっとその認識は、私は非常に町長として甘いと思います。もう少ししっかり勉強してください。これは、統一協会については。このまま、ずるずるいったんでは、非常に危険です。そこをちょっと、述べておきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと併せて、もう質問するというよりも、お願いしたいと思うんですけども、町としてですね、統一協会の被害に遭われた方を調査、それから、被害者救済についての窓口なりをつくってほしいと思います。それやっていくことによって、統一協会が何やってきたんかっていうことが明らかになりますので、余計分かると思うんですよ。町長自身の認識も広がってくると思いますので、ぜひ、被害者救済のための窓口をつくって実施していただきたいと思います。

時間もありますので、次の質問に入りたいと思います。

次の質問ですけども、奨学金支給と憲法遵守義務についてということで、これまで何度も、町の奨学金制度の中で、今のやり方は憲法 13 条および 11 条に違反してるのではないかという質問を行ってきましたけども、教育委員会および町長からまともな答弁がありません。

もう一度、答弁求めたいと思うんですけども、それ以前にですね、憲法 99 条に対して土庄町の行政、町長も含めて、教育委員会も含めて、どのように認識しているかということを知りたいと思います。もう基本中の基本です。行政のイロハのイです。

憲法 99 条とは何かについてお話しします。憲法遵守擁護義務といいます。そ

のまま読みます。

天皇または執政および国務大臣、国会議員、裁判官、そしてこの後、その他の公務員がこの憲法を遵守し、擁護する義務を負うというふうに書かれているのが憲法 99 条です。

公務員が憲法 99 条を守らないとどうなるか。行政は、全くでたらめな方向に進んでいきます。迷走して、その結果、住民の命・生活・人権は守られません。強いて言えば、独裁的な、異常な、法治国家にあり得ない自治体になっていくということになります。だからこそ憲法 99 条というのは、憲法を公務員の教科書にきなさいということをも 99 条で義務として求めております。

これに対して町長および教育委員会の認識をまず聞きたいと思います。こういう認識、これに対する認識どのようにお持ちでしょうか。答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

憲法 99 条は、公務員等の法令尊重擁護義務を課しているものということで当然、擁護する義務はあるというふうに、今もしているというふうに認識しております。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

議員のご質問にお答えします。

課長が今、申し述べたとおり憲法 99 条は、公務員等に憲法擁護義務を課しているものであります。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

いやいや、説明は私がしてるんですよ。だから、私が聞いているのは、町長はこの憲法 99 条を守らなければならないんですよという、責任を持って、そういう考えを持っているかどうかということを聞いているんです。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のおっしゃるとおり、守るべきものだと思っております。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

守らなければならないものだというお答えがありました。であるならばですね、次の質問に入りますけども、憲法は公務員の教科書である。常に憲法を横に置いて公務員は行政を行わなければならない。町長も、常に憲法を横に置いて行政を進めなければならないということになりますけど、私はそういうふうに認識しておりますけど、同じ認識かどうか町長に聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

それでは、次の質問に入ります。

奨学金の支給の件について憲法 99 条を遵守するためには、憲法 13 条および 11 条に基づく制度にするために奨学金制度の予算を拡充する必要があるんじゃないかという質問をしております。

今の奨学金制度、親が町税を滞納していると、その家の子どもが奨学金を借りられないというやり方というのは、基本的人権は個人にあるとする憲法 13 条に違反してるんじゃないかという質問をずっと行っておりますけれども、教育委員会および町長のどちらでもいいんですけれども、認識を聞きたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

まず、憲法の 11 条に照らし合わせていきますと、この憲法の条文の中に、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」、この将来の国民に基本的人権が与えられるということは当然、教育を受ける権利も、将来の子どもたちになければならない。奨学金の制度も、その教育を受ける権利をバックアップするものですから、当然継続されなければならないとこちらは考えております。

そういう内容から、憲法 11 条のこの部分を引用しましたが、違反していないと、そのように考えております。

○議長（高橋正博君）

8 番 福本耕太君。

○8 番（福本耕太君）

憲法 13 条はどうなんですか。国民、「すべて国民は、個人として尊重される」

と書いてますよ。私が言ったのは、すべて国民は個人として尊重される。その上で、個人の基本的人権は誰にも侵害されることはないって書いてあるんですよ。何で、親が町税を滞納してるかどうか、子どもの奨学金の制度借りられるかどうか決まるんですか。

子どもは個人じゃないですか。制度を使う権利って子どもにあるわけじゃないですか。子ども一人一人があるわけでしょ、ちゃんと13条読んでくださいよ。個人として尊重されるって。どこに世帯として尊重されるって書いてあるんですか。私が言うてるのはそこですよ。すべて国民は個人として尊重される、個人として尊重される基本的人権はね。これは誰に、誰からも侵害されないって書いてあるんです。今の制度、憲法違反じゃないですか。

それとね、今ね、将来の国民に与えられると書いてあるんだけど、その前、現在及び将来の国民に与えられるって書いてあるんですよ。現在の国民に与えられてないんですよ。なのに、将来の話してどないするんですか。

私は、現在の話をしてるんです。ここちゃんと書いてますよ、現在の国民に与えられる。真面目に答弁してください。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

現在の将来の国民に与えられるについては、ちょっとお答えいたします。

現在の子どもたちにも学習を受けていただく、さらに将来の子どもたちにも受けていただきたい。その両方を継続的に行うためには、やはり必要な、担保が必要になるというような理解でこちらはやっております。以上です。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

憲法違反じゃないかどうかって聞いてるんですよ。

今、奨学金制度の話してるんじゃないんです。それずっと言ってるんですよ。ちゃんと真面目に答えてください。もう答えないということは、憲法違反であることを認めてるんですよ。

町長どうですか、これ憲法違反じゃないですか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

質問の内容をです、奨学金のことについて憲法違反かどうかということは私はお答えできません。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

町の制度を利用するのは、個人の権利やはり個人の基本的人権ですよ、個人の。すべて国民は個人として尊重されるとあって、個人の基本的人権は、これは侵すことができない永久の権利として国民に与えられてるっていうふうに憲法11条に書いてあるんですよ。だけど、個人として尊重されてないんですよ、子ども自身が。親の世帯の所得によって決まってるんです、これ。これは憲法違反じゃないですかってことですよ。13条に違反してませんか。13条に違反して、11条に違反してるということは、この奨学金制度をつくるにあたって、憲法26条、教育の、すべての国民に教育を享受するということに基づいてつくったこの奨学金制度そのものが、ちゃんと憲法どおりの制度になっていない、憲法に基づく制度になってないってことになるんですよ。要するに不備があるってことですよ。きちんと子ども全員に、支給すれば、憲法どおりの制度です。その一文が入ってるから、親が町税を滞納したら、子どもには奨学金貸しませんってそういう一文が入ってるから、憲法に違反してますよって私言ってる。違うんだったら違うできちんと、こうこうだから違うというふうに説明してください。

○議長 (高橋正博君)

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長 (佐伯浩二君)

確かに13条、「すべて国民は、個人として尊重される」とありますが、一応奨学金は制度の中で成り立っているというところもありまして、すべての申請者が奨学金が借りられるという制度には条例上なっておりません。一応、審査をして、借りるようなことになっている。

だから、生まれながらにして持っている権利というふうに基本的人権はありますが、それが俗に言う、平等権とかそういう自由権とかいう話ではなくて、制度の上に成り立つというようなものではないかと考えますので、これを条文に直ちに、奨学金制度がもう憲法違反だというのは、言いにくいのではないかなと考えています。

○議長 (高橋正博君)

8番 福本耕太君。

○8番 (福本耕太君)

すべての制度、法令っていうのは憲法に基づいてつくられるんです。この制度というのは憲法違反でつくられてる制度ですか。違いますよね。土庄町の条例っていうのは、条例なり制度というのは、憲法に基づいてつくられてます、すべて。ってことは、すべて憲法に基づく個人の権利として認められるはずですよ。

もう1つ質問したいと思っておりますけど結論だけ言います。

きちんと、基本的人権を守るように、憲法を守れるように制度を改善するために予算を増やしてください。

例えば、いろんな事情で返せない人が出ました。欠損処理しなければならない状況があります。

そういう状況に対応できるように、これ教育委員会だけで対応できる問題じゃありませんので、奨学金制度の予算をきちんと充実させる。憲法どおりの奨学金制度にするように、きちんと町長のほうで予算化してほしいということを求めたいと思います。

最後に、1つ質問します。答弁を求めたいと思いますけれども、難聴者に向けた、補聴器の補助の実施、以前にも質問しましたが、土庄町今どのように考えているか。どのように進めているかについて質問したいと思います。答弁求めます。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

高齢者の方で、地域包括支援センターに相談されたことで、耳鼻科を受診し、この制度の対象になった方が多くいらっしゃいますので、まずは、地域包括支援センターでの丁寧な相談や制度の周知、啓発を行ってまいりたいと考えております。

現在、香川県をはじめ四国地方におきまして、独自の助成を実施している自治体はございません。町といたしましては、引き続き、全国や県内自治体等の動向を注視するとともに、ニーズの把握などに努めながら、制度拡充の必要性等につき、引き続き研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

8番 福本耕太君。

○8番（福本耕太君）

以上で、質問を終わります。